

2026年3月3日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社

NEXT FUNDS

NEXT FUNDS FTSE日本株高配当キャッシュフロー50指数 連動型上場投信を新規上場

野村アセットマネジメント株式会社（CEO兼代表取締役社長:小池広靖、以下「当社」）は、「FTSE日本株高配当キャッシュフロー50指数（配当込み）」（以下「本指数」）を連動対象とするETF（以下「本ETF」）を東京証券取引所に上場しました^{※1}。本ETFは、本日より全国の証券会社を通じて取引所での売買が可能となります。

証券コード	銘柄名	対象指標	信託報酬率
518A	NEXT FUNDS FTSE日本株高配当 キャッシュフロー50指数連動型上場投信 (愛称)NF・日本株高配当キャッシュフロー50ETF	FTSE日本株 高配当 キャッシュフロー 50指数 (配当込み)	年 0.275% (税抜年 0.25%) ^{※2}

本指数は、フリーキャッシュフロー利回りと配当利回りの指標にもとづき、日本株の上位 50 銘柄を選定します。本 ETF は、企業価値の源泉であるフリーキャッシュフローにもとづく割安性評価に加え、高い配当利回りを重視することで、割安かつ安定的なインカム獲得を目指す投資機会を提供します。

本ETFの詳細については当社ホームページをご参照ください。

[NEXT FUNDS FTSE日本株高配当キャッシュフロー50指数連動型上場投信](#)

※1 本ETFの詳細に関しては、有価証券届出書または目論見書をご覧ください。

※2 2026年3月2日時点。

以上

「NEXT FUNDS」について

「NEXT FUNDS」は、当社が運用するETFシリーズの統一ブランドです。「NEXT FUNDS」の名称は、「野村のETF(上場投資信託)」を意味する「Nomura Exchange Traded FUNDS」の頭文字であるとともに、「次世代のファンド」のラインナップを展開していく意図を表しています。当社は1995年5月に国内第一号となるETFを上場しました。本ETFの設定・上場により、当社が運用するETF「NEXT FUNDS」は合計75本となります。

[NEXT FUNDS専用サイト](#)

<FTSE 日本株高配当キャッシュフロー50 指数(配当込み)の著作権等について>

本ファンドは、野村アセットマネジメント株式会社が単独で組成したファンドであり、ロンドン証券取引所グループおよびそのグループ企業(以下、総称して LSE Group)とは何ら関係がなく、出資、保証、販売、または販売促進をされるものではありません。FTSE Russell は、LSE Group の商号です。FTSE 日本株高配当キャッシュフロー50 指数(配当込み)(以下、本指数)におけるすべての権利は指数を所有する LSE Group 関連企業に帰属します。「FTSE®」および「FTSE Russell®」は LSE Group の商標であり、ライセンスに基づき、その他の LSE Group 企業により使用されています。本指数は、FTSE International Limited もしくはその関連会社、代理人またはパートナーによって計算されています。LSE Group は本指数の使用、信頼、または瑕疵について、また、本ファンドへの投資または運用について、何人にもいかなる責任も負いません。LSE Group は、本ファンドから得られた結果、または野村アセットマネジメント株式会社が設定する目的に対する指数の適合性について、何ら表明または保証するものではありません。

<野村アセットマネジメントからのお知らせ>

■ETFの投資リスク

ETF は、値動きのある有価証券等を主な投資対象としますので、連動対象である株価指数等の変動、組入有価証券等の価格の下落、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。また組入有価証券は為替相場の影響を受けるものもあるため、為替の変動により基準価額が下落することがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金が保証されているものではありません。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※ ETF のリスクは上記に限定されません。

信託の設定のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■ETFに係る費用(2026年3月現在)

市場を通してETFに投資する投資家の皆さまには以下の費用をご負担いただきます。

<売買手数料>

市場を通して投資される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買手数料がかかります(約定金額とは別にご負担いただきます(取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません))。

<信託報酬>

信託報酬の総額は、次の(1)により計算した額に、(2)により計算した額を加えて得た額とします。

信託報酬は信託財産中から支弁されますので、ETFの保有期間に応じて間接的にご負担いただく費用となります。

(1)信託財産の純資産総額に年1.045%*(税抜年0.95%)以内で委託者が定める率を乗じて得た額。

※ 複数のETFのうち、最大の信託報酬率を記載しております。一部、元本ベースで算出するETFもあります。

(2)信託財産に属する有価証券の貸付を行った場合は、その品貸料の55%*(税抜50%)以内の額。

※ 複数のETFのうち、最大の品貸料を記載しております。

<その他の費用>

ETFに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(外国での財産の保管等に要する諸費用を含みます)、受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査費用等、その他の諸費用(受益権の上場に係る費用および対象指標についての商標の使用料を含みます)およびそれらの諸費用に係る消費税等が、保有期間中、その都度かかります。これらは、信託財産中から支弁され、ETFの保有期間中に

間接的にご負担いただく費用となります。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

上記は、ファンドのご紹介を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。記載事項は作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。記載のいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

野村アセットマネジメント株式会社は、ETFについて、直接、投資者の皆さまのお申込みを承っておりません。ETFの投資にあたっては、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 373 号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会